

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」の イラスト・ロゴの利用に関する要綱



(カラー)



(グレースケール)



(単色)



要 綱 1 ページ～13 ページ

様 式 14 ページ～29 ページ

平成29年 4月27日制定

平成29年 6月28日改訂

平成30年 4月 1日改訂

令和元年 6月 1日改訂

令和2年 4月16日改訂

令和3年 8月31日改訂

大牟田市

大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」のイラスト・ロゴ（イラストから製作した物を含む。以下同じ。以下「イラスト等」という。）の適正な利用を確保するため必要な事項を定め、もって大牟田市（以下「市」という。）の知名度やイメージの向上につなげるとともに、市を元気にすることを目的とする。

(定義)

第2条 イラスト等及びプロフィールは、別記のとおりとする。

2 利用できるイラスト等は、別に定める。

(権利)

第3条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、市に属する。

(利用承認)

第4条 イラスト等を利用しようとする者は、あらかじめ大牟田市PR事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けた後で、イラスト等の利用承認（以下「承認」という。）申請を行い、大牟田市長（以下「市長」という。）の承認を受けなければならない。

2 第1項の規定において、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者登録の手続きを省略することができる。

(1) 国、地方公共団体、国会・地方議会、独立行政法人、地方独立行政法人、その他公共的な活動を行う団体（これらの団体で組織している団体も含む）であって市長が認める者が利用する場合

(2) 市（市の機関を含む。）が後援等を行うイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

(3) 学校その他の教育機関が教育等の目的で利用する場合

(4) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基

づいて意見又は見解を述べることを含む。)を業として行う個人を含む。)が報道の用に供する目的で利用する場合

(5) その他市長が特に認める場合

3 前二項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、事業者登録及び承認申請を要しない。

(事業者登録又は更新の申請)

第5条 第4条第1項の規定により事業者登録又は更新の申請を行おうとする者は、「大牟田市PR事業者登録申請書」(様式第1号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項に規定する申請を行った者(以下「登録申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

3 更新の申請は、有効期間が終了する30日前から行うことができる。

(事業者登録又は更新の審査等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第7条各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、事業者登録を行うものとする。

2 市長は、事業者登録を行う場合は、「大牟田市PR事業者登録通知書」(様式第2号)により登録申請者へ通知するものとする。

3 事業者登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

4 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

(事業者登録の制限)

第7条 市長は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を行わないものとし、前条第2項に準じて登録申請者へ通知するものとする。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している法人等

- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している法人等
- (4) 契約の相手先が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (9) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (10) 事業者の所在地の市区町村税を滞納している者
- (11) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている者
- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（事業者登録内容の変更等）

第8条 事業者登録を受けた者（以下「事業者登録者」という。）で、当該事業者登録の内容に変更があった者は、「大牟田市PR事業者登録変更申請書」（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第6条第1項の規定に準じて内容の審査を行い、第7条各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、事業者登録の内容について変更を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する審査の結果を、「大牟田市PR事業者登録変更等通知書」（様式第4号）により第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(承認の申請)

第9条 第4条第1項の規定による承認を受けようとする事業者登録者は、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書」(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) イラスト等の利用に係る企画書その他イラスト等の利用内容が分かるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

(承認の審査等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、承認を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する承認を行った場合は、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認等通知書」(様式第6号)により当該利用承認申請者へ通知するものとする。この場合において、市長は、利用条件を付けることができる。

3 承認の期間は、事業者登録の有効期間内とする。

(承認の制限)

第11条 イラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、前条第2項に準じて利用承認申請者へ通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合
- (2) 市の信用又は品位を害する、又は害するおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害する、又は害するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体、法人(市を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合(但し、第1条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合を除く。)
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがある場合
- (8) 不当な利益を得るために利用する、又は利用されるおそれがある場合
- (9) 「ジャー坊」のイメージを損なう、又は損なうおそれがある場合
- (10) 暴力団員等であることが判明した申請者（法人又は団体にあつては、役員を含む。）が利用する場合
- (11) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に利用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (12) その他市長が承認をすることが不適當であると認める場合

（事業者登録を要しない場合の承認の申請）

第12条 第4条第2項の規定に該当する場合であつて、承認を受けようとする者は、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書（事業者登録不要分）」（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) イラスト等の利用に係る企画書その他イラスト等の利用内容が分かるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

（事業者登録を要しない場合の承認の審査等）

第13条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、承認を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による承認を通知する場合、第10条第2項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができるものとする。
- 3 第1項の規定による承認期間は、承認の日から最長2年間とする。

(事業者登録を要しない場合の承認の制限)

第14条 市長は、第12条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第11条各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を行わないものとし、第11条に準じて利用承認申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第15条 第10条又は第13条の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 承認を受けた利用内容(市長が付した利用条件を含む。)以外でイラスト等を利用しないこと。
- (3) 別に定める仕様に従って正しく利用すること。
- (4) イラスト等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) イラスト等を利用した対象物等を商標登録、意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) 著作権の名称(©2016大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」)又は著作権者の名称(©2016大牟田市「ジャー坊」又は©2016 omuta city jabow)を、承認を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に表示すること。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (7) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかになるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第16条 イラスト等の利用料については、無料とする。

(完成物の提出)

第17条 利用者は、実際にイラスト等を利用した完成物を市長に提出しなければならない。ただし、当該完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって、これに代えることができる。

(承認内容の変更等)

第18条 利用者は、承認を受けた利用内容について変更し、又は中止しようとする場合は、あらかじめ「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書」(様式第8号)を、事業者登録不要分については、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書(事業者登録不要分)(様式第9号)」を市長に提出し、変更等についての承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、事業者登録の可否にかかわらず、その結果を「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認等通知書」(様式第10号)により前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用変更承認を行う場合の有効期間については、事業者登録の有効期間、又は申請書に記載のある利用期間のいずれか早い日とする。

(利用状況の調査及び報告)

第19条 市長は、利用者にイラスト等の利用状況等について報告させ、又は実地に調査をすることができる。

2 利用者は、イラスト等の利用状況等について、市長から調査及び報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(事業者登録又は承認の取消し等)

第20条 市長は、事業者登録者(第8条の規定による事業者登録内容の変更登録があった場合は、その変更登録後のもの。以下同じ。)又は利用者(第18条の規定による利用内容の変更承認を受けた場合は、その利用内容変更承認後のもの。以下同じ)が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録若しくは承認又はその両方を取り消すことができる。

(1) 提出した「大牟田市PR事業者登録申請書(様式第1号)」、「大牟田市PR事業者登録変更申請書(様式第3号)」又は「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書(様式第5号)」、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書(事業者登録不要分)(様式第7号)」、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等

承認申請書（様式第8号）」若しくは「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書（事業者登録不要分）（様式第9号）」の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第7条の各号又は第11条の各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第15条の遵守事項に違反した場合

(4) その他事業者登録又は承認若しくはその両方の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による取り消しを行う場合は、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用に関する取消通知書」（様式第11号）により、利用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しを受けた者は、利用対象物等に承認取消の日からイラスト等を利用することはできない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消した場合は、当該承認を取り消した利用者に対して、利用対象物等の回収等の措置を求めることができる。

5 前項の場合において、利用者に損害を及ぼすことがあっても、市長及び市は、その賠償の責めを負わない。

6 市長は、第1項の規定により事業者登録若しくは承認又はその両方の取消しを受けた者が、その取消し後に行った事業者登録申請又は承認申請について、取消しの日から起算して最長10年間、当該事業者登録又は承認を行わない。

（未承認利用者に対する措置）

第21条 市長は、承認を受けずにイラスト等を利用している者（第4条第3項の規定に該当する場合を除く。）又は利用しようとしている者に対して、その利用の停止又は中止を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により利用の停止又は中止を受けた者が、その停止又は中止後に行った事業者登録申請又は承認申請について、事実を確認した日から最長10年間、当該事業者登録又は承認を行わない。

(申請等の取下げ)

第22条 第5条、第8条、第9条、第12条及び第18条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「大牟田市公式キャラクターイラスト等に関する取下げ申請書」(様式第12号)を市長へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(経費等の負担)

第23条 市は、利用者がこの要綱によるイラスト等の承認の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第24条 市は、承認を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- 4 市長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第25条 市長は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、承認の状況及び承認の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第26条 この要綱に関する事務は、大牟田市企画総務部広報課が行う。

(業務委託)

第27条 市長は、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

- (1) 第5条から第8条に規定する事業者登録に関する業務
- (2) 第9条から第14条に規定するイラスト等利用承認に関する業務

- (3) 第17条に規定する完成物の提出に関する業務
- (4) 第18条に規定する変更承認に関する業務
- (5) 第20条に規定する事業者登録又は承認の取消し等に関する業務
- (6) 第22条に規定する申請等の取下げに関する業務

2 市長が、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「市長」は「委託業者」に読み替えるものとする。また、様式第1号（第5条関係）、様式第2号（第6条、第7条関係）、様式第3号（第8条関係）、様式第4号（第8条関係）、様式第5号（第9条関係）、様式第6号（第10条関係）、様式第7号（第12条関係）、様式第8号（第18条関係）、様式第9号（第18条関係）、様式第10号（第18条関係）、様式第11号（第20条関係）、様式第12号（第22条関係）の「大牟田市長」は「受託業者」に読み替えるものとする。

（補則）

第28条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等を利用する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用に関する要綱の規定は、施行日以後に同要綱第6条第2項の通知書（登録可の通知書に限る。）により通知する登録申請者から適用し、同日前に同要綱第6条第2項の通知書（登録可の通知書に限る。）により通知する登録申請者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

別記（第2条関係）①

名前	大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」					
プロフィール	ギリギリ人間に見える姿に変化（へんげ）した大蛇の化身。炭鉱のまちの人々からもらったつるはしとヘルメットがお気に入り。まちの守り神なのだと言い張るが、その真相は定かではない。					
区分	デザイン（基本形）	指定色	RGB			DIC
カラー			255	218	119	2069
			65	65	65	556
			167	167	167	651
			239	28	19	157
			24	89	205	641
			255	255	255	583
			0	0	0	582
グレースケール			167	167	167	651
			255	255	255	583
			0	0	0	582
単色			255	255	255	583
			0	0	0	582

別記（第2条関係）②

区分	デザイン（基本形）	指定色	RGB			DIC
			R	G	B	
カラー			239	28	19	157
			255	255	255	583
			0	0	0	582
						
グレースケール			167	167	167	651
			255	255	255	583
			0	0	0	582
						
単色			255	255	255	583
			0	0	0	582
						

整理番号	
------	--

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大牟田市PR事業者登録申請書

大牟田市長 様

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

PR事業者番号（更新の場合） _____

私（私を代表者とする法人・団体等）は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」のイラスト等利用承認申請にあたり、利用に関する要綱に定める内容を承諾のうえ、下記及び添付書類のとおり大牟田市PR事業者としての登録（登録期間の更新）を申請します。

記

1. 申請内容（いずれかにチェックをご記入ください）

新規登録 登録期間の更新

2. 事業概要

（1）事業内容（業種・活動内容等）

（2）URL（開設している場合）

3. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

事業者登録に係る連絡先です。責任ある回答ができる方をご記入ください

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

メールアドレス _____

※ お持ちでない場合を除き、電話番号・FAX番号、メールアドレスは必ずご記入ください。

※ ご記入された情報は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」のイラスト等の利用に関する事業者登録並びに利用承認に係る目的以外には使用しません。

第5条、第8条に定める関係書類の1

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

私（私を代表者とする法人・団体等）は、大牟田市PR事業者登録申請及び大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」の利用承認申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

また、私（私を代表者とする法人・団体等の役員）が暴力団と関係があるか否かについて調査するため、本誓約書兼同意書及び役員一覧表を、貴職が大牟田警察署に提供することに同意します。

記

- 1 私（私を代表とする法人・団体等）は、暴力団または暴力団員と一切関係はありません。
- 2 前項に反したことにより、貴職が大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」の利用に関する取消し等を決定した場合は、その決定に従います。

年 月 日

大牟田市長様

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

(フリガナ)

代表者氏名 _____

第5条に定める関係書類の3

大牟田市PR事業者登録申請に係るチェックリスト

【申請に必要な書類】

※申請に必要な書類を表示していますので、添付した書類の□にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せてご提出ください。

※登録期間の延長の場合も下記書類をご提出ください。

申請者 書類名	法人	団体等	個人事業者
大牟田市PR事業者登録申請書	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部
暴力団の排除に係る誓約書兼同意書	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部
役員一覧表	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	
履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/> 1部		
運転免許証等の、申請者の誕生日が確認できる身分証明書の写し		（代表者のもの） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1部
事業所所在地の市区町村税の滞納がない証明書（発行日から3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部
会社概要や業務内容が分かるパンフレット等の資料	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部
返信用封筒（所定の額の切手貼付、返信先記入）	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部

整理番号	
------	--

様式第2号（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市PR事業者登録通知書

様

大牟田市長

年 月 日付で申請のありました事業者登録申請について、審査の結果を、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第6条（第7条）の規定に基づき通知します。

記

1. 登録可否

登録する

登録しない

2. PR事業者番号

3. 有効期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 未登録の理由（登録しない場合）

整理番号	
------	--

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大牟田市PR事業者登録変更申請書

大牟田市長 様 干

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

PR事業者番号 _____

私（私を代表者とする法人・団体等）の大牟田市PR事業者登録情報につきまして、下記のとおり変更がありましたので、登録変更を申請します。

記

1. 変更箇所 ※記入スペースが足りない場合には別紙に記入のうえ、提出してください。

変更項目	変更後	変更前
<input type="checkbox"/> 法人・団体等名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 事業の概要 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 役員一覧 <input type="checkbox"/> その他		

2. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

事業者登録変更に係る連絡先です。責任ある回答ができる方をご記入ください

役職・氏名 _____

住 所 干 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

メールアドレス _____

※ お持ちでない場合を除き、電話番号・FAX番号、メールアドレスは必ずご記入ください。

※ ご記入された情報は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」のイラスト等の利用に関する事業者登録並びに利用承認に係る目的以外には使用しません。

第8条に定める関係書類の3

大牟田市PR事業者登録変更申請に係るチェックリスト

【変更申請に必要な書類】

※申請に必要な書類を表示していますので、添付した書類の□にチェックのうえ、このチェックリストについても、併せてご提出ください。

書類名	申請者 法人	団体等	個人事業者
大牟田市PR事業者登録変更申請書	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部
【代表者変更】暴力団の排除に係る誓約書兼同意書	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	
【代表者変更・住所変更】 履歴事項全部証明書 又は変更が確認できる書類等	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> (変更が確認出来る書類等) 1部	<input type="checkbox"/> 1部
【役員変更】 役員一覧表	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	
【役員変更】 履歴事項全部証明書 又は変更が確認できる書類等	<input type="checkbox"/> (履歴事項全部証明書) 1部	<input type="checkbox"/> (変更が確認出来る書類等) 1部	
【上記以外の変更】 変更が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部
返信用封筒(所定の額の切手貼付、返信先記入)	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> 1部

※「変更が確認できる書類」には、変更の内容に応じ、履歴事項全部証明書、住民票等を添付してください。

整理番号	
------	--

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市PR事業者登録変更等通知書

様

大牟田市長

年 月 日付で申請のありました事業者登録変更申請について、審査の結果を、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 変更可否 変更承認する 変更承認しない

2. 変更内容

3. 変更後の有効期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 未登録の理由（登録しない場合）

整理番号	
------	--

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書

大牟田市長 宛

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

P R 事業者番号 _____

大牟田市公式キャラクターのイラスト等を利用したいので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第9条の規定により、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

1. 事業（利用物）等の名称

2. 利用目的

3. 利用内容（利用する物又は印刷物、その数量及び対象地域）

4. 利用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

※ 企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、利用内容が確認できるものを添付してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認等通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用については、下記の条件を付して承認する（承認しない）ことと決定しましたので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1. 承認可否 承認する 承認しない
2. 事業（利用物）等の名称
3. 利用目的
4. 利用内容
5. 利用期間
年 月 日 ～ 年 月 日
6. 承認条件
 - （1）大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱を遵守すること。
 - （2）完成物を提出すること。
 - （3）利用内容を変更、又は利用を中止する場合は、大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書（様式第10号）を速やかに提出すること。
7. 不承認の理由（承認しない場合）

整理番号	
------	--

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書（事業者登録不要分）

大牟田市長 様 干

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

大牟田市公式キャラクターのイラスト等を利用したいので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第12条の規定により、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

1. 事業（利用物）等の名称
2. 利用目的
3. 利用内容（利用する物又は印刷物、その数量及び対象地域）
4. 利用期間（2年以内）
年 月 日 ～ 年 月 日

5. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 干 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

※ 企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、利用内容が確認できるものを添付してください。

様式第8号（第18条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書

大牟田市長 宛

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

P R 事業者番号 _____

年 月 日付けの通知をもって承認を受けた、大牟田市公式キャラクターイラスト等の利用について、申請内容を変更（中止）したいので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更（中止）内容

2. 変更（中止）理由

3. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

※ 企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、利用変更内容が確認できるものを添付してください。

整理番号	
------	--

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書（事業者登録不要分）

大牟田市長 宛

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

年 月 日付けの通知をもって承認を受けた、大牟田市公式キャラクターイラスト等の利用について、申請内容を変更（中止）したいので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更（中止）内容

2. 変更（中止）理由

3. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

F A X 番号 _____

メールアドレス _____

※ 企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、利用変更内容が確認できるものを添付してください。

様式第10号（第18条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認等通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用変更等については、下記の条件を付して承認する（承認しない）ことと決定しましたので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第18条の規定に基づき通知します。

記

1. 承認可否 承認する 承認しない
2. 事業（利用物）等の名称
3. 変更（中止）内容
4. 変更後の承認期間
年 月 日 ～ 年 月 日
5. 承認条件
(1) 大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱を遵守すること。
(2) 完成物を提出すること。
6. 不承認の理由（承認しない場合）

整理番号	
------	--

様式第11号（第20条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用に関する取消通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用については、下記の理由により利用に関する取り消しをすることと決定したので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第20条の規定に基づき通知します。

記

1. 事業（利用物）等の名称

2. 取り消しするもの 事業者登録 利用承認

3. 取消理由

整理番号	
------	--

様式第12号（第22条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等に関する取下げ申請書

大牟田市長 宛

〒

住 所 _____
法人・団体等名称 _____
代表者役職・氏名 _____
P R 事業者番号 _____

年 月 日付け文書により私（私を代表者とする法人・団体等）が提出した（大牟田市P R事業者登録（変更）申請 / 大牟田市公式キャラクターイラスト等利用（変更）承認申請 / 大牟田市公式キャラクターイラスト等利用（変更）承認申請（事業者登録不要分）については、下記のとおりこれを取り下げます。

記

1. 取り下げるもの（チェックを入れて下さい）

事業者登録 利用承認申請 利用承認申請（事業者登録不要分）

2. 取り下げる理由

3. 取り下げる申請物（利用承認申請の場合）

4. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____